

* 申告について *

Q

所得がまったくありませんでしたが、申告は必要ですか？

私はA市に単身赴任している配偶者に扶養されているのですが、秋田市から市県民税の申告書が届きました。私自身は働いていないため収入がありませんでしたが、申告は必要ですか？

A

申告が必要な場合もあります。

病気、失業中、学生等で所得がなかったかた、非課税所得（遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付など）のみのかた、誰かの扶養になっているかた、預貯金で生活しているかたなどは、必ずしも市県民税の申告は必要ありません。

ただし、申告の内容は、各種所得に関する証明の発行や国民健康保険税などの算定の基礎資料となりますので、市県民税の所得・課税証明書が必要なかた、国民健康保険などに加入されているかた、市が実施する行政サービスを受けるために申告が必要なかたなどは、前年中の所得がなかった旨の申告が必要となります。

Q

給与所得のほかにも所得があります。申告は必要ですか？

私は会社員のかたわら農業を営んでおり、その所得が15万円ほどあります。給与以外の所得が20万円以下であれば、所得税の申告はしなくてもいいと聞きましたが、市県民税の申告は必要ですか？

A

市県民税の申告は必要です。

所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要となっています。

一方、市県民税は、他の所得と合計して税額を計算しますので、ご質問のように、給与所得以外の所得がある場合には、所得が20万円以下であっても、金額の多少に関わらず申告をしていただく必要があります。

Q

確定申告をする必要がないと言われました。市県民税の申告も必要ありませんか？

税務署へ確定申告に行ったところ、所得控除の合計額が所得の合計額より多く、所得税がかからないので確定申告をする必要はないと言われました。市県民税の申告もしなくていいのでしょうか？

A

市県民税が課税される場合がありますので申告をお勧めします。

同じ所得控除でも所得税と市県民税の控除額が異なったり、市県民税には均等割という制度があったりすることなどから、所得税がかからなくても市県民税は課税になることがありますので、市県民税申告をすることをお勧めします。

また、市県民税の申告書は国民健康保険税などの税額算定の資料にもなっています。

なお、収入が公的年金のみのかたは次のページの項目もご覧ください。

